

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当その日に、
日、は、
が、と、
日、は、
の、翌)

目次

◇告 示 保険医の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

肥料の登録の有効期間の更新

種畜証明書の交付

土地改良事業の認可

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局組織規程

鳥取県監査委員事務局処務規程

告 示

鳥取県告示第二百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
肥 後 十 道	鳥医第一六六二号	昭和四十七年二月二十四日

鳥取県告示第二百七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六五八号	北 原 浩	昭和四十七年二月九日
“ 第一六六二号	肥 後 十 道	“ 二十四日
鳥国薬第二六二二号	松 田 吉 弘	“ 三月四日

鳥取県告示第二八八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三五二号	大栄西瓜 複合肥料	窒素 全量 八・〇 アンモニア性窒素 六・八 りん酸 全量 五・〇 可溶性りん酸 四・二 うち 水溶性りん酸 三・五 加 里 全 量 六・〇 水 溶 性 加 里 六・〇	東伯郡大栄町由良宿 五六一 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
鳥取県 第三六七号	くみあい ハウス用 苦土、ほ う素、マ ンガン、	窒素 全量 八・〇 アンモニア性窒素 四・二 りん酸 全量 一・二 うち 可溶性りん酸 一・〇 うち 水溶性りん酸 五・〇 加 里 全 量 八・〇	米子市東町一〇五 米子市農業協同組合 組合長理事 山 里 豊

尿素入り 複合肥料	うち
水溶性加里	七・八
く溶性苦土	二・五
く溶性マンガン	〇・二
く溶性ほう素	〇・一

鳥取県告示第二八九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明 書番号	名前	品 種	生年月日	血 統		級別飼養者住所氏名
				父	母	
昭四七 鳥取県臨 第一号	北気高	黒毛和種	昭四五・八頭郡 七・二七 智頭町	気高	第六〇 きたお	三級 八頭郡那家町 安藤 麻生 巖

鳥取県告示第二百十号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良（須村地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条(見出しを含む。)中「職業指導主事」を「進路指導主事」に改め、同条第二項中「生徒の職業指導」を「生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項」に改める。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の三(見出しを含む。)中「職業指導主事」を「進路指導主事」に改め、同条第二項中「生徒の職業指導」を「生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項」に改める。

第三十三条中「第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十条」を「第二十二條第二項、第二十三條第三項及び第三十條第二項」に改め、同条ただし書を削る。

(鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「職業指導主事」を「進路指導主事」に改め、同条第二項中「生徒の職業指導」を「生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項」に改める。

(鳥取県立養護学校学則の一部改正)

第四条 鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「職業指導主事」を「進路指導主事」に改め、同条第二項中「生徒の職業指導」を「生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第二号

鳥取県監査委員事務局組織規程を次のように定める。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉
鳥取県監査委員事務局組織規程

(目的)

第一条 この訓令は、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）

の組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（課の設置）

第二条 事務局に、次の課を置く。

監査第一課

監査第二課

（課の分掌事務）

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

一 人事に関する事。

二 予算及び決算に関する事。

三 公印の管守並びに文書の收受、審査、発送、編さん及び保存に関する事。

四 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画に関する事。

五 秘書課、総務部、土木部、出納室、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び地方労働委員会（財政的援助を与えているもの並びに出資及び借入金の元金又は利子の支払を保証しているものを含む。）の監査等に関する事。

六 その他他課の主管に属しないこと。

監査第二課

一 企画部、厚生部、商工労働部、農林部及び企業局（財政的援助を与えているもの並びに出資及び借入金の元金又は利子の支払を保証しているものを含む。）の監査等に関する事。

二 指定金融機関等の監査に関する事。

三 請求、要求等に基づく監査に関する事。

四 職員のパ賠償責任に係る監査及び審査に関する事。

五 例月現金出納検査に関する事。

（職員の職）

第四条 職員の職は、事務局長、次長、課長、監査主幹、監査主任、主事及び技師とする。

（職務）

第五条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

一 事務局長 監査委員の命を受け、局務を掌理する。

二 次長 事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

三 課長 上司の命を受け、課務を掌理する。

四 監査主幹 上司の指揮を受け、監査等の事務を処理する。

五 監査主任 上司の指揮を受け、監査等の事務に従事する。

六 主事及び技師 上司の指揮を受け、事務に従事する。

（雑則）

第六条 この訓令に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県代表監査委員訓令第3号

鳥取県監査委員事務局処務規程を次のように定める。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局処務規程

(目的)

第一条 この訓令は、他に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局長の専決事項)

第二条 次の各号に掲げる事項は、事務局長が専決する。

一 職員（事務局長を除く。以下同じ。）の分担事務の決定に関すること。

二 職員に対する内国旅行の旅庁命令その他の勤務命令及びその復命の受理に関すること。

三 職員の定期昇給及び昇格に関すること。

四 職員の職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）

第二条第一号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号（六日以内の欠勤を除く。）、第十九号、第二十号及び第二十一号の事由に該当する場合を除く。）に関すること。

五 職員の扶養手当に係る認定及び通勤手当に係る事実の確認に関すること。

六 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定に関すること。

七 軽易な監査資料の収集に関すること。

八 軽易又は定例的な事項の報告、照会、督促、回答及び通知に関すること。

九 監査委員の協議により決定された事項の処理に関すること。

十 その他軽易な事務の処理に関すること。

(次長の専決事項)

第三条 事務局長の専決事項のうち、あらかじめ事務局長が指定した事項については、次長が専決処理することができる。

(代決)

第四条 事務局長に事故があるときは、次長がその事務を代決する。

2 次長にも事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。

3 代決権者は、特に重要、異例又は疑義があると認める事務については、第二項の規定にかかわらず、代決する前に上司の指揮を受けて処理しなければならない。

4 代決した事務は、代決者において「後関」の印を押さし、起案者の責任において遅滞なく後関を受けなければならない。ただし、軽易な事務については、この限りでない。

(公印の種類等)

第五条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに管守者は、別表のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止の手続)

第六条 公印の管守者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ代表監査委員の承認を受けなければならない。

(公印の管守)

第七条 公印の管守者は、公印を常に堅ろうな容器に納め、使用しないときは、当該容器に錠を施し、これを一定の場所に保管しなければならぬ。

(公印の使用)

第八条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて管守者に呈示し、審査を受けた後押印するものとする。

2 前項の審査は、同項の手続を了しているかどうかを審査するもので、事案の内容に及ぶものではない。

第九条 公印は、白紙その他不備な文書に押印してはならない。

第十条 公印は、管守箇所以外に持ち出して使用してはならない。

(公印台帳)

第十一条 公印の管守者は、別記様式による公印台帳を備え、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、そのつ度これを整理しなければならない。

(公文の種類)

第十二条 公文の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 告示 監査委員が一定の事項を管内一般又はその一部に公示するもの
- 二 訓令 監査委員又は代表監査委員が職務上の基本的事項等について所属の職員に対し発する命令で、公表を要するもの
- 三 往復文
 - イ 通知 特定の相手方に対し、一定の事実又は意思を知らせるもの

ロ 照会 行政機関、個人又は団体に對し、一定事項について問い合
わせるもの

ハ 回答 照会、依頼、協議等に対し回答するもの

ニ 報告 一定の事実についてその経過を関係行政機関に對して通報
するもの

四 その他

イ 復命書

ロ 書簡文

ハ その他

(公文の記号及び番号)

第十三条 公文には、次の各号によつて記号及び番号を付けなければならない。

一 告示は、鳥取県監査委員名を冠し、番号を付け、令達原簿に記載すること。

二 訓令は、鳥取県監査委員名又は鳥取県代表監査委名を冠し、番号を付け、令達原簿に記載すること。

三 往復文書は、他動のものには「受監委」の、自動のものには「發監委」の記号を冠し、文書件名簿の番号によること。

(公文の記名)

第十四条 公文の記名は、次のとおりとする。

- 一 告示は、監査委員名を用いること。
- 二 訓令は、監査委員名又は代表監査委員名を用いること。
- 三 往復文書は、監査委員名又は代表監査委員名を用いること。ただし、軽易なものについては、その他の記名を用いること。

2 公文のあて名又は記名は官職を記入し、氏名を省略することができる。

(雑則)

第十五条 この訓令に定めるもののほか、文書事務の処理については、知事の事務部局の場合の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(鳥取県監査委員事務局処務規程の廃止)

2 鳥取県監査委員事務局処務規程(昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員訓令第一号)は、廃止する。

別表

名 称	ひ な 形	寸 法	公印管守者
鳥取県監査委員印	鳥 取 県 監 査 委 員 印	二二ミリ メートル 平方	事務局長
鳥取県代表監査委員印	鳥 取 県 代 表 監 査 委 員 印	二二ミリ メートル 平方	事務局長
鳥取県監査委員事務局 長印	鳥 取 県 監 査 委 員 事 務 局 長 印	二二ミリ メートル 平方	事務局長
鳥取県監査委員事務局 印	鳥 取 県 監 査 委 員 事 務 局 印	二二ミリ メートル 平方	事務局長

別記様式

公 印 台 帳

(印 影)

公 印 の 種 類					
寸	法	縦	ミリメートル	横	ミリメートル
管 守 者					
新 調 ・ 改 刻 の 年 月 日		年	月	日	
新 調 ・ 改 刻 ・ 登 録 の 年 月 日		年	月	日	
廃 止 の 年 月 日		年	月	日	

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発 所 行

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】